

船舶事故調査報告書

令和3年4月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和2年8月24日 06時00分ごろ
発生場所	山口県 ^{ほうふ} 防府市野島南西方沖 周防野島灯台から真方位214°1,000m付近 (概位 北緯33°55.8 東経131°41.4)
事故の概要	漁船 ^{しせい} 枝盛丸は、北西進中、また、プレジャーボートハヤト・ヒナ丸は、錨泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和2年10月20日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 枝盛丸、4.93トン YG3-41351（漁船登録番号）個人所有 B プレジャーボート ハヤト・ヒナ丸、5トン未満（長さ7.27m） 291-37583山口、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型
負傷者	なし
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 右舷中央部外板に破口及び亀裂、操舵室窓ガラスに破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、約8ノットの対地速力で自動操舵により北西進中、船長Aが、衝突の約10分前に目視及びレーダーで周囲を見た際、他船を認めなかったため、前路に他船はいないと判断し、後部甲板で漁獲物の選別作業を行っていたところ、船首部とB船の右舷中央部とが衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、知人2人を乗せ、船首部から錨を投入し、船首を北東方に向けて釣りをを行いながら錨泊中、船長Bが、右舷方約1,500mのところ接近するA船を認めたが、航行中のA船が錨泊中のB船を避けてくれると思い、釣りをを行いながら錨泊を続けていたところ、A船と衝突した。
分析	A船は、北西進中、船長Aが、目視及びレーダーで前路に他船を認めず、前路に他船はいないと判断し、漁獲物の選別作業を行いながら航行を続けたことから、船首方で錨泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、錨泊中、船長Bが、接近するA船を認めたものの、航行中

	<p>のA船がB船を避けてくれると思い、釣りをを行いながら錨泊を続けたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が北西進中、B船が錨泊中、船長Aが、前路に他船はいないと判断し、漁獲物の選別作業を行いながら航行を続け、また、船長Bが、航行中のA船がB船を避けてくれると思い、釣りをを行いながら錨泊を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中、他の作業を行うことなく、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。 ・錨泊中、接近する他船を認めた場合、他船が自船を避けてくれると思わず、有効な音響信号による注意喚起を行うとともに、余裕のある時機に衝突を避けるための措置を講じること。